

愛知県病院薬剤師会旅費等支給規定

趣旨

第1条 一般社団法人愛知県病院薬剤師会(以下「本会」という。)の活動に関する諸会議等、日本病院薬剤師会での諸会議等および学会に本会を代表して出席する者に旅費等を支給するため、この規定を設けるものとする。但し、本会以外から旅費等の支給がある場合には適応しない。

支給される範囲

第2条 この規定により支給される範囲は本会役員、委員及び会長が認めた者のみとする。

旅費等の支給

第3条 学会の出席については、当会活動に関する取り組みに係る発表の筆頭発表者のみを対象とし、出張申請書(別紙1)により会長が認めた者のみとする。

第4条 会議、研修会、学会等の出席にあたっては、交通手段にかかわらず所属施設から目的地まで公共交通機関を利用した場合の費用とする。ただし、愛知県内の移動については特急券、指定席券を含まず、10 円単位は切り上げとする。所属施設から徒歩圏内または自施設での開催の場合には、500 円を支給する。

第5条 会議、研修会等におけるスタッフ費用として、会議、研修会等に参加が必要と会の長が認めたものに対し、WEB 会議の場合は通信費として 3,000 円、対面の場合は第3条の交通費に 3,000 円を合わせて支給する。会議に必要な場合のお弁当代は 2,500 円(税込)を上限とする。

宿泊・参加費等

第6条 宿泊費および学会参加費は、次の通りとする。

- (1) 宿泊費は上限 15,000 円(税込み)として実費支給し、超過分については支給しない。
- (2) 学会参加費は原則として事前申込金額を支給する。但し正当な理由があれば当日申込金額を支給する場合もある。

- (3) 宿泊が必要な場合は、発表日の前後どちらか1泊分を支給する。
- (4) 東海4県は原則日帰りとする。

出張申請

第7条 愛知県外への会議、研修会、学会等への出席に係る旅費、宿泊費の申請は、出張申請書(別紙)を事前に会長へ提出し、許可を得る。ただし、事業計画にて承認された研修会、学会については出張申請の対象外とする。

第8条 愛知県内の会議、研修会、学会等への出席については、事前に専門委員会委員長、支部長の許可を得る。委員長、支部長は必要に応じて、出張申請書の提出を求めることができる。

精算

第9条 特急券、指定席券等の費用、学会参加費、宿泊費の精算は、速やかに担当委員会、支部へ領収書を提出する。

第10条 交通費の精算については、交通費請求書(別紙2)にて行う。

旅費の経費

第11条 旅費等に要する経費は、本会の一般会計(各専門委員会予算、各支部会予算)より充当する。

規定の取り扱い等

第12条 この規定は、総会の決議を経てこれを定めるものとする。

附則

この規定は、平成 28 年2月 26 日から施行する。

一部改訂 令和6年6月2日

一部改訂 令和 8 年 6 月 6 日